

新旧対照表（抄）

○ 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年十月中央区条例第二十号）

新	旧
付 則 1 （略） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「平成二十三年特別法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号。以下「平成二十三年特別令」という。）<u>第十三条第一項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項及び第十四条の規定の適用については、第十三条第二項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、第十四条中「年三パーセント以内で区規則で定める率」とあるのは「年一・五パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第十五条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年特別法第百三条第一項の規定により読み替えられた法第十三条第一項及び平成二十三年特別令第十三条第四項の規定によるものとする。 附 則	付 則 1 （略） 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「平成二十三年特別法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号。以下「平成二十三年特別令」という。）<u>第十四条第一項</u>に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第十三条第二項及び第十四条の規定の適用については、第十三条第二項中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、第十四条中「年三パーセント以内で区規則で定める率」とあるのは「年一・五パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」とする。 3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第十五条第三項の規定にかかわらず、平成二十三年特別法第百三条第一項の規定により読み替えられた法第十三条第一項及び平成二十三年特別令第十四条第四項の規定によるものとする。

新	この条例は、公布の日から施行する。
旧	